

百済の王号・侯号・太守号と將軍号

5世紀後半の百済の支配秩序と東アジア

Chinese Title of General and Baekje Titles of King, Marquis, and Governor :
Baekje's Regime Structure and East Asia in the Late Fifth Century

井上直樹

INOUE Naoki

はじめに

- ① 將軍号除正の前段階
- ② 5世紀後半の百済王権と將軍号除正要求
- ③ 百済の王号・侯号・太守号の授与と將軍号
- ④ 百済における中国將軍号と府官制—結びにかえて—

【論文要旨】

中国皇帝から高句麗や百済、倭の君長やその臣僚に除授された將軍号などの官爵号にもとづいて、それら諸国の支配体制を解明しようとする試みがなされて久しい。特に百済や倭では君主自らの官爵だけでなく、臣僚への將軍号除正要求もしばしば行われており、將軍号をはじめ中国皇帝から除授される官爵が重視された。このうち、百済では、蓋鹵王代になって積極的に百済王の官爵号の除正要求が行われるようになったが、それは宋から百済の国際的地位を正式に認めてもらうことによって、対外的には執拗に宋に百済の軍政権を求める倭に外交的牽制をかけるため、対内的には蓋鹵王が除授された官爵、特に將軍号にもとづいて臣僚たちを王権に位置づけるためであった。蓋鹵王は中国王朝の將軍号に依拠しつつ、臣下を序列化していったのである。

その後、百済は高句麗の攻撃によって王都漢城が陥落し、一時的に滅亡の危機を迎えるが、困難のなかで即位した東城王は、南斉に臣僚の將軍号除正を要求するとともに、それと連動して百済王族・貴族の三品將軍には百済独自の王号を、四品將軍には侯号を、漢人官僚の三・四品將軍には太守号を臣下たちに授与していった。5世紀後半の百済において、百済貴族や漢人官僚たちを王権に位置づけるため、中国將軍号はきわめて重視されていたのであった。

【キーワード】 百済、5世紀後半、宋、南斉、將軍号、王号、侯号、太守号

はじめに

5世紀の高句麗・百済や倭の国内秩序・支配体制を、それら諸国の問題としてのみとらえるだけでなく、中国王朝との政治的関係をふまえ、巨視的な視点から追究しようとする試みがなされて久しい。その一つに府官制から周辺諸国の支配体制を開明しようとする研究がある。これは周辺諸国の君長が中国皇帝から除授された官爵、特に將軍号にもとづいて、それら君主を府主とし、そのもとに府官である長史・司馬・參軍が配されていたとみなし、周辺諸国の支配体制をさながら中国王朝の一つの將軍府とみなす考え方で、こうした観点からこれまで研究が進められてきた⁽¹⁾。特に日本では5世紀に倭の五王が宋に派遣した使節が府官を帯びていたこともあって、府官制の観点から研究が積極的に進められ、多くの成果をあげてきたといえる⁽²⁾。

その一方で、この倭とも関係の深い百済や高句麗の府官制についても論及され、高句麗では、高句麗王だけでなく、將軍号を授与された高句麗の官僚のもとにも將軍府が形成されていたという興味深い見解も示されてきた⁽³⁾。

しかし、高句麗王都であった集安で近年出土した金石資料の検討から、5世紀の高句麗において、府官制の前提ともなる中国王朝にみられるような將軍号は存在せず、それにもとづいて將軍府が開設されたこともなかったことが明らかにされている⁽⁴⁾。

これに対し、この高句麗と敵対した百済では、高句麗とは異なり、府官制の前提ともなる中国の將軍号の除正を積極的に中国王朝に要求していたことが諸史料に認められる。この將軍号除正要求は倭王もしばしば行っており、それだけにこの中国王朝の將軍号の除正要求・当該国における中国將軍号の意義の解明は、それら將軍号を前提とする府官制の問題とも関わって、当該期の百済だけでなく倭の支配体制を理解する上でもきわめて重要な課題といえる。

そうであるからこそ、百済の府官制、將軍号除正要求については、これまで主に日本古代史研究者によって積極的に論及されてきた⁽⁵⁾。しかし、それらの多くは日本古代史、倭国の史的展開を追究することに主眼を置き、百済のそれについては倭と関連させて論じられるのに過ぎず、必ずしも百済史の観点から十分に論及されてこなかったようにおもわれる。

一方、百済史の立場からは、それら將軍号が当該期の百済の王号・侯号・太守号と関わって認められることから、將軍号除正要求記事は大いに注目され、積極的に論及されてきたといえる⁽⁶⁾。しかし、その多くは將軍号とともに認められる王・侯・太守号にみえる地名の解明や檐魯制と関連させた地方統治体制の観点からの研究が中心となっている。百済における王号・侯号・太守号は5世紀後半のみに認められ、これら既往の研究成果は当該期の百済を理解する上で軽視できないが、王号・侯号・太守号が將軍号とも密接に関わっていることからみて、百済における中国王朝の將軍号の意義を考究し、それと関連させながら、王号・侯号・太守号のあり方を追究していくことも、当該期の百済における王号・侯号・太守号を解明する上でも重要であろう⁽⁷⁾。それは同じように中国の將軍号の除正要求を行った倭の史的展開過程を相対的に理解する上でも有意義な作業ともいえよう。

そこで、本稿では、將軍号をはじめとする中国官爵号の百済における意義、さらにはそれと関連させながら百済独自の王号・侯号・太守号について、5世紀後半の百済を取り巻く諸情勢をふまえ

つつ考究し、5世紀後半の百済の支配体制を解明する上での端緒にしたいとおもう。

①……………將軍号除正の前段階

1 先行研究の批判的検討

既述のように百済は5世紀後半、中国王朝へ將軍号の除正要求を行ったが、それを示すものとしてこれまで注目されてきたのが、以下の【史料1】～【史料4】である。

【史料1】『宋書』南蛮伝・百済条 ※（ ）は著者、以下同様

（大明）二（458）年，慶遣使上表曰，臣国累葉，偏受殊恩，文武良輔，世蒙朝爵。行冠軍將軍・右賢王余紀等十一人忠勤，宜在顯進，伏願垂愍，並聽賜除。仍以行冠軍將軍・右賢王余紀為冠軍將軍，以行征虜將軍・左賢王余昆・行征虜將軍余暉並為征虜將軍，以行輔国將軍余都・余父並為輔国將軍，以行龍驤將軍沐衿・余爵並為龍驤將軍，以行寧朔將軍余流・粟貴並為寧朔將軍，以行建武將軍于西・余婁並為建武將軍。

【史料2】『南齊書』百済伝（490年条）

（上闕）報功勞勤，實存名烈。假行寧朔將軍臣姐瑾等四人，振竭忠效，攘除国難，志勇果毅，等威名将，可謂扞城，固蕃社稷，論功料勤，宜在甄顯。今依例輒假行職。伏願恩愍，聽除所假。寧朔將軍・面中王姐瑾，歷贊時務，武功並列，今假行冠軍將軍・都將軍・都漢王。建威將軍・八中侯余古，弱冠輔佐，忠効夙著，今假行寧朔將軍・阿錯王。建威將軍余歷，忠款有素，文武列顯，今假行龍驤將軍・邁盧王。広武將軍余固，忠効時務，光宣国政，今假行建威將軍・弗斯侯。

牟大又表曰，臣所遣行建威將軍・広陽太守兼長史臣高達，行建威將軍・朝鮮太守兼司馬臣楊茂，行宣威將軍兼參軍臣会邁等三人，志行清亮，忠款夙著。往泰始中，比使宋朝，今任臣使，冒涉波險，尋其至効，宜在進爵，謹依先例，各假行職。且玄澤靈休，万里所企，況親趾天庭，乃不蒙頼。伏願天監特愍除正。達辺効夙著，勤勞公務，今假行龍驤將軍・帶方太守。茂志行清瑩，公務不廢，今假行建威將軍・広陵太守。邁執志周密，屢致勤効，今假行広武將軍・清河太守。詔可，並賜軍号，除太守，為使持節・都督百済諸軍事・鎮東大將軍。使兼謁者僕射孫副策命，襲亡祖父牟都為百済王。※
下線部は著者

【史料3】『南齊書』百済伝（495年条）

建武二（495）年，牟大遣使上表曰，臣自昔受封，世被朝榮，忝荷節鉞，剋攘列辟。往姐瑾等並蒙光除，臣庶咸泰。去庚午年，獠狁弗悛，擧兵深逼。臣遣沙法名等領軍逆討，宵襲震擊，匈梨張惶，崩若海蕩。乘奔追斬，僵尸丹野。由是摧其銳氣，鯨暴韜凶。今邦宇謐靜，實名等之略，尋其功勳，宜在褒顯。今假沙法名行征虜將軍・邁羅王，贊首流為行安国將軍・辟中王，解礼昆為行武威將軍・弗中侯，木干那前有軍功，

又拔_レ臺舫_一，為_レ行_レ広威將軍・面中侯_一。伏願天恩，特愍聽除。又表曰，臣所_レ遣行龍驤將軍・樂浪太守兼長史臣慕遺，行建武將軍・城陽太守兼司馬臣王茂，兼參軍・行振武將軍・朝鮮太守臣張塞，行揚武將軍陳明，在_レ官忘_レ私，唯公是務，見_レ危授_レ命，蹈_レ難弗_レ顧。今任_レ臣使_一，冒_レ涉波險_一，盡_レ其至誠_一，實宜_レ進_レ爵，各假_レ行署_一。伏願聖朝，特賜除正。詔可，並賜_レ軍号_一。

【史料4】『魏書』百濟伝

延興二（472）年，其王余慶，始遣_レ使上表曰，臣建_レ国東極_一，豺狼隔_レ路，雖_レ世承_レ靈化_一，莫_レ由_レ奉_レ藩，瞻_レ望雲闕_一，馳_レ情罔_レ極。涼風微応，伏惟皇帝陛下協_レ和天休_一，不_レ勝_レ係仰之情_一，謹遣_レ私署冠軍將軍・駙馬都尉弗斯侯・長史余礼_一，龍驤將軍・帶方太守・司馬張茂等投_レ舫波阻_一，搜_レ徑玄津_一，託_レ命自然之運_一，遣進_レ万_一之誠。冀神祇垂感，皇靈洪覆，克達_レ天庭_一，宣_レ暢臣志_一，且聞夕沒，永無_レ余恨_一。

【史料2】と【史料3】はそれぞれ『南齊書』百濟伝の一部であるが，【史料2】には年次がない。しかし，【史料2】の下線部が，『冊府元龜』封冊1・永明8（490）年条と同文であることから，【史料2】は490年と考えられており，⁽⁸⁾ここでもそれに従っておきたい。これら史料によれば，百濟は458年宋に（【史料1】），490・495年南齊に將軍号などの官爵の除正を要求するだけでなく（【史料2・3】），北魏にも將軍号を帯びた使者を派遣しており（【史料4】），当該期の百濟において，將軍号は非常に重視されていたことがうかがえる。

そこで，これら史料にもとづき，百濟における將軍号の意義について考究してみたいが，それと関わって百濟の將軍号について，近年，注目すべき研究が発表された。それはこれら史料にみえる將軍号を百濟独自のものとみなす盧重国氏⁽⁹⁾の主張である。これは百濟における將軍号の意義を理解する上でも無視できない指摘である。そこで，まずこの盧重国説について検討しておこう。

盧重国氏によると，416年，東晋から腆支王へ「使持節・都督百濟諸軍事・鎮東將軍・百濟王」が除授されたことを契機として，百濟では，弱体化していた王権を強固なものとするため，中国の將軍号を導入し，国内の有力者や功績を挙げた臣下たちに將軍号を授与したが，これら將軍号は中国の武散官のような性格を帯び，武官の上下序列を示す官品的機能を有していたという。さらに盧重国氏によれば，この將軍号の運用は考古遺物からも確認できるという。すなわち，金粧龍鳳環頭太刀は王が帯びた二品の將軍に，銀粧龍鳳環頭太刀は三品の將軍に，銅粧龍鳳環頭太刀は四品の將軍に対応しており，古墳から出土した環頭裝飾太刀が当該期の百濟の將軍号と連動していたと説いたのである。

既往の研究とは異なり，考古資料をも活用しながら，5世紀における百濟独自の將軍号の存在ならびにその運用のあり方を提示した盧重国氏の見解は，斬新かつ大胆な新説で，これが妥当であれば，既存の百濟史理解は大幅な修正を迫られることになる。だが，この主張にはいくつかの問題がある。

問題の第一は，なぜ百濟独自の將軍号の除正を中国王朝に求めなければならなかったのか，という点である。既述のように【史料1・2・3】によれば，百濟王は臣下の將軍号の除正を宋や南齊

に求めている。盧重国氏はこうしたことから百済の將軍号が中国のそれと連動していたとするが、百済独自の將軍号がなぜ中国王朝のそれと連動し、しかも、その除正を中国皇帝に求めねばならなかったのかが不明である。これらを明確にする必要がある。

問題の第二は制度としての不自然さである。盧重国氏は百済の將軍号を三品から九品までとしているが、そこには一品・二品の將軍号が欠如している。これは中国皇帝から除授された百済王の將軍号が二品の大將軍で、史料に百済王が臣下たちに仮授した將軍号も三品以下であることを前提としているが、百済国内の秩序であるはずの將軍号の最高位が三品というのは不可解で、制度的にも不自然で、果たしてそのような制度が百済で整備されていたのかはなはだ疑問といわざるをえない。

これに加えて、高度に制度化された將軍号が、『三国史記』などの諸史料にみえないことも不審である。もっとも、当該期の朝鮮関係史料には後述する百済独自の王号・侯号・太守号も確認できないから、將軍号のみを史料の不備という観点から批判的に論じるのは問題があるのかもしれないが、このことも盧重国説の問題の一つとして指摘しておきたい。

以上のことからみて、百済が中国の將軍号を受容した上で独自の將軍号を整備し、百済の国内支配に利用していたとする盧重国氏の主張は、ただちに首肯できない。むしろ、【史料1～4】にみえる百済の將軍号はあくまでも中国の將軍号とみなすべきで、百済は中国の將軍号の除正を要求し、それを積極的に活用していたと考えるべきであろう⁽¹⁰⁾。

このように百済は、宋・南斉に対して中国王朝の將軍号の除正を要求したのであるが、実は蓋鹵王は【史料1】にみえるような臣下への將軍号除正要求に先立って、【史料5】のように、自らの官爵号の除正要求を行っている。

【史料5】『宋書』百済伝

世祖大明元（457）年、遣使求除授、詔許。

蓋鹵王の祖父である余映⁽¹¹⁾（腆支王）・父である余毗（毗有王）に「使持節、都督百済諸軍事、鎮東大將軍、百済王」が除授されていたから、蓋鹵王もおそらく祖父・父と同じ爵号を求め、【史料5】や【史料6】に

【史料6】『宋書』孝武帝紀・大明元（457）年10月条

甲辰、以百済王余慶為鎮東大將軍。

とあるように、宋は余慶（蓋鹵王）に鎮東大將軍など、歴代の百済王が授与されていた官爵を授けたのであろう⁽¹²⁾。

蓋鹵王がわざわざ宋の官爵号の除正を要求したのは、当該期の百済においてそれが重視されていたからに外ならないが、それと関わって重要なのは、これまで百済王の官爵は中国王朝から一方的に授与されていたのに対して、蓋鹵王がみずから積極的にその除正を求めたことである。これは蓋鹵王が従前の百済王よりも、中国王朝の官爵を重視していたことを示しているといえる。蓋鹵王は、祖父・父の爵号であった「都督百済諸軍事、鎮東大將軍、百済王」を宋に要求し、それが認められた翌年、【史料1】のように臣僚への將軍号除正要求を行っているのである。蓋鹵王の宋の官爵号除正要求は、臣僚への將軍号除正と繋がっているものであり、両者は決して無関係ではない。それならば、蓋鹵王の將軍号除正要求を考究するためにも、まずは、なぜ蓋鹵王が既存の百済王と異なり、中国の官爵号をことさらに重視し、積極的にその除正を求めたのかを検討する必要がある。

この蓋鹵王の積極的な官爵号除正要求については、すでに坂元義種氏が、この頃、すでに倭が行っていた宋への官爵号除正要求の影響を受けたものではないか、と指摘している⁽¹³⁾。すなわち、【史料7-1・2】に

【史料7-1】『宋書』文帝紀・元嘉15(438)年4月条

四月…己巳，以倭国王珍為安東將軍。

【史料7-2】『宋書』倭国伝

讃死，弟珍立，遣使貢獻。自称使持節，都督倭・百濟・新羅・任那・秦韓・慕韓六国諸軍事，安東大將軍，倭国王。表求除正，詔除安東將軍・倭国王。珍又求除正倭隋等十三人平西・征虜・冠軍・輔国將軍号，詔並聽。

とあって、倭は蓋鹵王による457・458年の除正要求に先だって、倭王珍がすでに438年に、自らに「使持節，都督倭・百濟・新羅・任那・秦韓・慕韓六国諸軍事，安東大將軍，倭国王」号を、さらに倭隋ら13人にも將軍号の除正を求めていたのであった。これに対して、宋は倭王珍の自称号を認めず、安東將軍に冊立したに過ぎなかったが、倭隋ら臣僚への平西將軍・征虜將軍・輔国將軍の除正要求は認めたのであった。これをふまえるならば、坂元氏の指摘のように、蓋鹵王が倭の影響をうけて宋に官爵号の除正を要求した可能性もあろう。

だが、【史料7-1・2】の倭の將軍号除正要求は、蓋鹵王の父である毗有王代にあたり、倭の影響ということであれば、毗有王代の対宋外交をまずみておく必要がある。毗有王代の対宋外交については【史料8】に

【史料8】『宋書』百濟伝

(元嘉)二十七(450)年，毗上書獻方物，私假台使馮野夫西河太守，表求易林・式占・腰弩，太祖並与之。

とあって、方物を献じたことが伝えられている。この時、百濟からは「私假台使馮野夫西河太守」が派遣されたが、坂元氏は、この時、百濟が馮野夫への「西河太守」への除正を求めたものと推定している⁽¹⁴⁾。「私假」とあることからみて、「西河太守」は百濟王の私署であり、坂元氏の指摘のように、この時、百濟は「西河太守」の除正を宋に求めた可能性が高い。この太守号除正要求がその後の百濟の太守号要求の端緒となった可能性があるが、この時、毗有王が求めたのはあくまでも太守号であり、倭のような將軍号の除正要求を行っていなかった。毗有王は倭の將軍号除正要求をふまえつつも、必ずしもそれに対抗して臣僚への將軍号の除正要求を行っていなかったことになる。

それならば、蓋鹵王になって始めて行われた宋への將軍号の除正要求も単純に倭の將軍号除正要求のみにその要因を求めるのではなく、当該期の百濟を取り巻く状況などを考慮しつつ考究する必要がある。そこで改めてそうした観点から、蓋鹵王の官爵号要求の原因を攻究してみたい。

2 蓋鹵王の宋への官爵号除正要求と倭

既述のように、毗有王が倭の影響を受けて宋に対して臣僚への將軍号除正を要求した形跡は認められないが、蓋鹵王は一転して宋に対して自らだけでなく、臣僚への將軍号を要求している。こうした蓋鹵王代の対宋外交と関わって軽視できないのが、倭王の百濟地域に対する軍政権自称である。すなわち、倭は【史料7-2】のように、「使持節，都督倭・百濟・新羅・任那・秦韓・慕韓六国諸軍事，

安東大將軍，倭国王」を自称し，その除正を求めていたのである。⁽¹⁵⁾毗有王は【史料9】に

【史料9】『宋書』百濟伝

（元嘉）七（430）年，百濟王余毗，復修貢職，以映爵号授之。

とあるように，すでにその8年前の430年に宋から「使持節，都督百濟諸軍事，百濟王」を授けられていたが，倭はそれを無視するかのように百済の軍政権を求めたのであった。百済をはじめ朝鮮半島南部の軍政権を倭が宋に求めたことは，百済をして倭への警戒心・不信感を懐かせることになったであろう。

こうしたなかで看過できないのが，430～450年代，百済と倭が疎遠となっていたという熊谷公男氏の指摘である。⁽¹⁶⁾熊谷氏は，『日本書紀』に428年から461年まで倭と百済との通交がみえないことから，百済と倭は基本的に友好関係にあったものの，この頃，百済は新羅と講和を結び新羅を重視しており，このことが百済・倭の疎遠の原因であったと説いたのである。この指摘のように，『日本書紀』は当該期，両国の通交記事を伝えず，『三国史記』には高句麗の百済侵入に際して，新羅の百済救援記事が認められる（『三国史記』新羅本紀・訥祗王39（455）年条，以下，『三国史記』は省略）。百済はこれまで高句麗の政治的従属下から脱しようとする新羅との連携を強め，高句麗の軍事的圧力に対抗していたのであった。⁽¹⁷⁾熊谷氏が指摘するように，高句麗に対抗する百済にとって，倭も重要であったが，百済と直接領土を接する新羅はそれ以上に重要で，対倭外交の重要性は，それ以前と比べ相対的に低下したと理解されるであろう。

こうした状況下で，百済・倭関係を理解する上で軽視できないのが，百済と倭の交戦である。『日本書紀』神功紀62年所引『百濟記』（以下，『日本書紀』は省略）には，倭の沙至比跪（葛城襲津彦）が「加羅国」を討伐したが，百済に逃れた王子の要請によって，「天皇」が木羅斤資を派遣して「加羅」を復興させたと伝えている。これは干支を三運繰り下げた442年のことで，「加羅国」とは大加耶を指し，「天皇」ではなく百済が木羅斤資を派遣したと考えられることから，5世紀半ば，倭はかねてからの友好国である金官国もしくは安羅国を足場として，大加耶に進出しようとしたが，大加耶の救援要請を受けた百済によって失敗に終わったことを伝えていると理解されている。⁽¹⁹⁾

このような朝鮮半島南部における倭と百済との軍事的衝突は，百済の倭への警戒心をさらに強めることになったであろう。この翌年の443年，『宋書』倭国伝には

【史料10】『宋書』倭国伝

倭国王濟遣使奉獻，復以為安東將軍・倭国王。

とあって，倭は宋に使者を派遣し，安東將軍・倭国王を除授されている。これに先だって【史料7-2】のように倭珍は438年に，「使持節，都督倭・百済・新羅・任那・秦韓・慕韓六国諸軍事，安東大將軍，倭国王」を自称しており，おそらくこの時も倭済もこれを自称し，その除正を要求していたであろう。田中俊明氏は，倭が442年の大加耶進出の失敗をうけて，朝鮮半島南部の軍政権を宋から認めてもらおうとして，宋に使者を派遣したのではないかと指摘しているが，その可能性は十分にあらう。⁽²⁰⁾倭は軍事的進出とともに当該地域の軍政権を正式に宋に求めたのであった。⁽²¹⁾

この時，倭済は安東將軍・倭国王を除授されたにすぎないが，こうした倭による実際の軍事行動と宋への当該地域の軍政権要求は，百済をして倭への警戒心をさらに強めたであろう。宋はすでに毗有王に「都督百濟諸軍事」を除正し，百済の軍政権を毗有王に認めており，さらに対北魏戦略に

において百済を倭よりも高く位置づけていたから、倭による百済の軍政権要求を認めなかったが、倭による百済の軍政権要求はその後もなくなったわけではない。むしろ、倭王武が「使持節、都督倭・百済・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国諸軍事、安東大將軍、倭国王」を自称していることから明らかのように、倭は継続して宋に対して百済の軍政権承認を求めているのであった。

こうしたなか455年、毗有王の薨去に伴い、新たに蓋鹵王が即位する。既述のように毗有王はすでに宋から都督百済諸軍事を承認されていたが、新たに王となった蓋鹵王は、宋から正式に都督百済諸軍事を認められていたわけではなかった。その限りにおいて、百済の軍政権は宋を頂点とする国際社会のなかで、必ずしも盤石なものではなかったのであった。蓋鹵王が即位してほどなく、457年に宋に対して毗有王の官爵の除授を求め、その正統的地位を得ようとしたのは、国際社会における百済の地位を確定させるだけでなく、朝鮮半島南部だけでなく、百済の軍政権までも得ようとして積極的な対宋外交を展開する倭に対抗するためでもあったと考えられるのである。それは倭が朝鮮半島南部の軍政権を宋に求めるなど、宋の官爵が当該期の百済や倭でも一定の効力があることを、蓋鹵王も十分に認識していたからであろう。このことは彼自身が翌年、臣下の將軍号を宋に要求していることから明らかであろう。

とはいうものの、蓋鹵王は倭王に対抗するかのような朝鮮半島南部の加羅などの軍政権を宋には要求しなかった。それは百済がそれら朝鮮半島南部の伽耶地域を現実的に支配していなかったこともあろうが、倭が正式に認められていたそれら地域の軍政権を宋へ要求することによって、倭を刺激することを避けたかったからではないだろうか。百済にとって重要なのは、軍事的圧力を強める高句麗にいかに対抗していくかであった。そのため、百済にとって倭は依然として、新羅とともに重要な軍事パートナーであったであろう。それは蓋鹵王自身が430～460年代に関係が希薄となっていた倭に対して、宋から正式に官爵号を認められた3年後の461年に、弟の昆支を派遣し（雄略紀5年4・6・7月条及び7月条所引『百済新撰』）、倭との提携を強めたことから確認できよう。蓋鹵王としては、百済の軍政権を執拗に求める倭に対して外交的牽制を行う必要があったが、高句麗との対立をふまえ、倭をいたずらに刺激し、関係を悪化させることはなるべく避けたかったであろう。

②……………5世紀後半の百済王権と將軍号除正要求

1 5世紀半ばの百済王権と將軍号・王号・侯号

こうして百済の軍政権を要求する倭の対宋外交に対抗し、そうした倭を牽制するために宋の官爵号除授を要求した蓋鹵王であったが、宋による正式な官爵号の授与は、百済王の国際的地位を百済支配者層に明示し、それを基準として百済王族や貴族を序列化し、百済王権内に位置づける上でも重要であった。蓋鹵王は宋から官爵号を除授された457年の翌年、臣僚たちへの將軍号の除正を要求しているが、これは百済王族や貴族などの將軍号が、百済王たる蓋鹵王の將軍号をふまえて決定されたことを示していよう。蓋鹵王の將軍号除正要求は、対外的にも対内的にも重要であったのである。

こうして蓋鹵王の將軍号に基づいて、【史料1】のように臣僚たちの將軍号の除正要求が行われたのであった。既述のようにこれに先立ち、倭では臣僚への將軍号除正要求が行われていたから、蓋鹵王のそれも坂元義種氏が指摘したように、倭の宋への將軍号除正要求の影響を受けてのものであった可能性があろう。⁽²³⁾ただし、注意したいのは既述のように、倭の將軍号除正要求が百済の比流王代に既に認められていたものの、比流王代にそれは認められず、百済における臣僚への將軍号除正要求があくまでも蓋鹵王以後のことで、中国王朝の權威にもとづく百済王族・貴族の序列化と王権の強化という蓋鹵王代の内政とも密接に関わっていたと考えられることである。ここに蓋鹵王の対宋外交の独自性を認めてよかろう。

蓋鹵王によって始められた百済の臣僚への中国王朝の將軍号除正要求は、【史料2・3】からも窺えるように、牟都（東城王）代にも行われている。百済は倭と同様、積極的に中国王朝の將軍号の除正要求を行ったのであった。その結果、中国將軍号は百済において、爵位化し、百済の支配者層の序列を示すものとして作用することになったのである。百済はこれら中国王朝の將軍号に依拠しながら、臣下を序列化していったことになる。これを整理したものが〈表1〉である。

かつて【史料1～4】の將軍号除正記事から、坂元氏は、458年では除正要求を行った11人のうち9人が余姓の百済王族で、百済王権中枢における百済王族の比重が高かったのに対して、490・495年では余姓の百済王族はわずか3人にすぎず、それまでみられなかった新興貴族の抬頭が認められると指摘したが、これは〈表1〉からも看取できるところであり、当該期の百済王権を理解する上で重要な指摘である。

しかし、5世紀後半の百済王権を理解する上で、ここで注目したいのは、それに加えて、458年と比べ、490・495年のほうが、王号・侯号が増加していることである。458年では、王は(1)右賢王、(2)左賢王のみであるのに対して、490年では(14)都漢王・面中王、(15)阿錯王、(16)邁盧王、495年では(21)邁羅王・(22)辟中王が認められ、6人の王を確認できる(番号は〈表1〉の番号、以下同様)。侯号についても、472年の段階では(12)弗斯侯1人であるのに対して、490年では(15)八中侯、(17)弗斯侯が、495年では(23)弗中侯・(24)面中侯がみえ、4人の侯を確認できる。王号・侯号いずれの場合も、490・495年段階ではそれ以前に比べ増加している。

458年段階では、王は既述のように左賢王・右賢王のみであるが、(2)左賢王余昆と同じく征虜將軍を假授された(3)余暈は、將軍号からみれば(1)右賢王余紀より上位であり、王号を称してもおかしくない地位にあった。実際、495年の段階では余暈と同じく征虜將軍を除授された(21)沙法名は邁羅王を假授されている。しかし、458年の段階では余暈にあえて王号は授与されていなかったのである。

左賢王・右賢王が、かつて漢と攻防を繰り返した北方遊牧民の匈奴に存在していたことは古来、つとに有名で、『史記』匈奴伝によれば、左右賢王は左右谷蠡王とともに匈奴の最大の実力者であった。⁽²⁵⁾匈奴の事例を参照すれば、(3)余暈は左右谷蠡王となってもよかったが、そうはならなかった。それは中原に入った匈奴などでは左賢王・右賢王を称したものがいたものの、⁽²⁶⁾左右谷蠡王までは称していないこととも関係するのかもしれない。かりにそうであるとすれば、百済の左賢王・右賢王は、はるか古代の匈奴ではなく、魏晋から五胡十六国時代の華北で活躍した匈奴系諸族の影響であった可能性が高いが、⁽²⁷⁾いずれにしても458年では、百済において、王は左賢王・右賢王が確認できるの

みであった。むしろ、右賢王よりも政治的に上位にあり、かつ左賢王に比肩すべき地位にあった(3)余暈ですら王号を称していなかったことからして、当該期の百済王のもとでの王は、左賢王・右賢王に限定されていたと考えるほうが自然であろう。

しかも、この左賢王・右賢王は血縁的にも百済王にもっとも近い人物であった。(2)左賢王余昆は蓋鹵王の弟である昆支と⁽²⁸⁾考えられるが、そうであるならば血縁的には蓋鹵王にもっとも近い人物といえる。一方の(1)右賢王余紀であるが、彼もまた左賢王同様、血縁的には蓋鹵王に近い人物であった可能性が高い。それは【史料1】に、「行冠軍將軍右賢王余紀等十一人」とあって、將軍号からみると必ずしも最高位ではない余紀が、これら11人の筆頭とされているからである。

表1

○: 458年 ◆: 472年 ■: 490年、□は前段階の状況 ▲: 495年

No	人名	官位・職名																								
		鎮東大 二品	四征	四鎮	四安	四平	中軍	鎮軍	撫軍	左右前後	征虜	冠軍	輔国	龍驤	寧朔	建威	振威	奮威	揚威	広威	建武	振武	奮武	揚武	広武	宣威
(1)	余慶	○ 484年	使持節・都督百濟諸軍事・鎮東大將軍・百濟王																							
(2)	余紀										○ 右賢王															
(3)	余昆										○ 左賢王															
(4)	余暈										○															
(5)	余都										○															
(6)	余父										○															
(7)	沐衿										○															
(8)	余爵										○															
(9)	余流										○															
(10)	麋貴										○															
(11)	于西																									
(12)	余婁																									
(13)	余礼																									
(13)	張茂																									
(13)	牟都	■ 484年	文周王	使持節・都督百濟諸軍事・鎮東大將軍・百濟王																						
(13)	牟大	■ 490年	東城王	使持節・都督百濟諸軍事・鎮東大將軍・百濟王																						
(14)	姐瑾																									
(15)	余古																									
(16)	余歴																									
(17)	余固																									
(18)	高達																									
(19)	楊茂																									
(20)	会邁																									
(21)	沙法名																									
(22)	贊首流																									
(23)	解礼昆																									
(24)	木干那																									
(25)	慕遣																									
(26)	王茂																									
(27)	張塞																									
(28)	陳明																									

※將軍号のうち、將軍は省略。
 ※中軍・鎮軍・撫軍將軍は『宋書』百官志では四安・四平將軍よりも上位だが小尾孟夫『六朝都督制研究』（汲古社、2001年、p.123）に従う。
 ※宣威將軍は『宋書』百官志では八品だが小尾孟夫『六朝都督制研究』（汲古社、2001年）に従い五品に改める。
 ※【史料3】は(22)を「安国將軍」とするが、坂元義種『五世紀の〈百濟代王〉とその王・侯』（『古代東アジアの日本と朝鮮』吉川弘文館、1978年、p.70）に従い、「輔国將軍」とする。
 ※【史料3】は(23)を「武威將軍」とするが、坂元義種『五世紀の〈百濟代王〉とその王・侯』（『古代東アジアの日本と朝鮮』吉川弘文館、1978年、p.70）に従い、「建威將軍」とする。

【史料1】によれば、右賢王余紀を除けば、最高位である征虜將軍の(2)余昆・(3)余暉、次に輔國將軍の(4)余都・(5)余父、次に龍驤將軍の(6)沐衿・(7)余爵、次に寧朔將軍の(8)余流・(9)麋貴、最後に建武將軍の(10)于西・(11)余婁というように將軍号の高位者から順番に除正要求がなされている。⁽²⁹⁾ところが右賢王余紀のみ、それに反して將軍号では左賢王余昆よりも下位にありながらも、全体の除正要求では筆頭に置かれ、上位とされているのである。これら除正要求された將軍号の地位は、当該期の百済王権における政治的地位が反映されていたと理解されるが、將軍号の序列では下位にありながら、右賢王余紀がそれよりも上位である左賢王余昆に先んじて全体の除正要求においてトップとされたのは、百済王との血縁関係が重視されたからではないだろうか。百済王権における実質的な政治的地位は、將軍号からみても明らかなように王弟である余昆(昆支)であったが、対外的には余紀のほうが上位となるように百済において配慮されたと理解されるのである。王弟で左賢王でもある余昆よりも政治的に上位となるのは王子・太子クラスしかない。おそらく、余紀は蓋鹵王の太子もしくはそれに準ずる王子であったのであろう。

蓋鹵王の王子については、日本の主嶋(佐賀県唐津市加唐島)で誕生し、百済に送られ、後に百済王となった武寧王がつとに有名であるが(雄略紀5(461)年6月条・武烈紀4(502)年歳条所引『百済新撰』、『日本書紀』には475年の百済王都漢城陥落に際して、「国王及太后、王子等、皆没敵手」とあって(雄略紀20(476)年歳条所引『百済記』)、蓋鹵王をはじめ太后、王子が高句麗軍によって殺害されたことを伝えており、武寧王以外にも王子がいなかったわけではないであろう。これら王子は既述の『百済記』に記すように高句麗軍の手によって殺害されてしまったので、日本から帰国した武寧王が即位したのであろう。

このように余紀は蓋鹵王の太子もしくはそれに準ずる王子であった可能性が高い。おそらく彼はまだ若く、百済王権内部における実質的な政治的地位・実力は、蓋鹵王の弟である余昆(昆支)のほうが上回っており、左賢王として最高位の征虜將軍が仮授され、除正要求されたのであろう。一方、余紀も蓋鹵王の王子であったがゆえに、王弟の昆支に次ぐ右賢王として、將軍号も余昆に次ぐ冠軍將軍が仮授され、余紀が一二人を代表する最高位として記されたのではないかと考えられるのである。

こうした理解に大過なしとすれば、当該期の百済王権では、百済王との血縁関係が、政治的地位を決定する上で大きく作用していたといえる。このことは、この時、將軍号を除正要求した11人のうち、9人が余姓で百済王族であったこととも矛盾しない。

さらに、これは472年に北魏に派遣された(12)冠軍將軍・駙馬都尉・長史余礼の場合にも認められる。余礼は冠軍將軍を仮授されているが、これは458年では右賢王余紀が仮授されていたものであった。当該期の王号と侯号との差については史料がほとんどないため、その詳細な差異は不明であるが、概して王号と侯号では王号のほうが上位であろう。しかし、余礼の場合、弗斯侯でありながらも右賢王に比肩すべき高位の冠軍將軍を除授されているのである。これは彼が駙馬都尉⁽³⁰⁾であったからにほかならない。駙馬都尉とは皇帝の女婿が就任した官職で、余礼は蓋鹵王の女婿であったのであろう。彼の百済王権内部での地位の高さは、蓋鹵王との血縁関係に依拠していたのであり、この頃の百済王権内部の政治的地位も、458年頃と同様に、蓋鹵王との血縁関係が重視されていたのであろう。ここに当該期の百済王権の特質の一つがかいまみられるであろう。

このように少なくとも蓋鹵王代の百濟では、左賢王・右賢王、侯号を冠する人物は、蓋鹵王と血縁的に近い人物であり、王は少なくとも左賢王・右賢王に限定されていた。472年には弗斯侯がみえることから、あるいはそれと関連して他の王・侯が存在していたとも推測できるが、將軍号からみて右賢王と比肩する地位にあった(12)余礼が王ではなく、あくまでも侯であったのは、侯より上位の王が左賢王・右賢王のみであったからではあるまいか。左賢王・右賢王、弗斯侯が血縁的に蓋鹵王に近い人物であったことも考慮すれば、これ以外に多数の侯が存在していたとは想像し難い。恐らく蓋鹵王代、百濟王権内部では王は左賢王・右賢王の二名、侯もそれほど多くなく、これら王・侯にはいずれも王の近親者が就任し、王権の中枢を担っていたのであろう。

2 5世紀末の百濟王権と將軍号・王号・侯号・太守号

それに対して、495年段階では、左賢王・右賢王がみられなくなり、かわって既述のように(14)都漢王・面中王、(15)阿錯王、(16)邁盧王、(21)邁羅王、(22)辟中王が登場する。これら王号は地名と考えられて⁽³¹⁾、そうであるならば左賢王・右賢王とは性格も異にするといえよう。

侯についても472年の段階で認められた(17)弗斯侯に加え、他に(15)八中侯、(23)弗中侯、(24)面中侯が新たにみえる。これらも王号の急増と軌を一にして増加したものとみてよからう。

彼らの多くは王族以外の貴族層で、王権の中枢は彼らによって構成されていたのであった。將軍号からいえば、かつての左賢王に比肩する都漢王に(14)姐瑾が、右賢王に比肩する邁羅王に(21)沙法名が仮授され、百濟王権内の最高位に就任したのは百濟王族以外であった。沙姓は『隋書』百濟伝にみえる百濟八大姓の一つであり、⁽³²⁾都漢王の姐瑾の姐姓は他にみえず不明であるが、坂元義種氏の指摘するように、⁽³³⁾彼らはこの頃から抬頭していったのであろう。

一方で、百濟王族と考えられる(15)余古・(16)余歴・(17)余固もそれぞれ阿錯王、邁盧王、弗斯侯となっているが、邁羅王や都漢王よりも下位であり、百濟王権内部における王族の地位が蓋鹵王代よりも後退したことは否めないであろう。

坂元氏は弗斯侯が蓋鹵王代にみえることから、こうした変化を475年の百濟の一時滅亡に求めることはできないとするが、⁽³⁴⁾これまで王権の中枢を担っていた王族に代わって、新たに多くの百濟貴族が登用され、既存とは異なり多数の王号・侯号、さらには詳細は後述するが太守号なども仮授されるといった、いわば百濟王権内部の大変革は、475年の百濟の一時滅亡、それにとまなう王権の混乱と弱体化とは無関係ではないようにおもわれる。消極的な理由だが、それ以外にこの劇的な転換の要因は求めづらいうようにおもう。

とりわけ看過できないのは、475年の百濟滅亡、蓋鹵王殺害によって、百濟では蓋鹵王の母の弟である文周王が新たに即位し、百濟王位は、既存の蓋鹵王系とは異なり、文周王の影響のもと、三斤王、東城王へと継承されたことである。⁽³⁵⁾百濟の一時滅亡・熊津遷都という未曾有の危機のなかで、既存の蓋鹵王系とは異なり、新たに百濟王となった文周王系の文周王や東城王は、必ずしも盤石ではない王権の強化と一時滅亡によって衰退・混乱する百濟を立て直すためにも積極的に有能な人材を登用していったと考えられる。

そのことを端的に示すのが、495年に邁羅王、辟中王、弗中侯、面中公に仮授された(21)沙法名・(22)贊首流・(23)解礼昆・(24)木干那の4人と、同じく楽浪太守、城陽太守、朝鮮太守、參軍

を仮授された(25)慕遺、(26)王茂、(27)張塞、(28)陳明の4人である。この8人は495年に王・侯・太守号を仮授されているが、それ以前の地位が記されていない。彼らはそれ以前から百済に仕えていたのであろうが、495年に大抜擢されたのであって、5世紀後半の新興勢力の登用・抬頭を象徴するものとみてよい。

これに加えて(20)会邁もまた注目される。彼は495年以前、五品の宣威將軍に過ぎなかったが、495年には四品の広武將軍を擢授されている。こうした背後には、彼自身の個別の軍功などもあるが、これなども身分に関係なく、有能な人材が登用されたことを示していよう。時の百済王である東城王は、王権の強化のために、身分の上下を問わず、有能な人材を積極的に大抜擢したのであろう。(20)会邁の昇進はその一端を物語るのである。

475年の百済一時滅亡とそれに伴い新たに百済王となった文周王系の東城王は、自らの権力基盤を固めるためにも、既存とは異なり、有能な貴族層や官僚を積極的に登用し、王権に取り込んでいったのであろう。そして、東城王はそうした過程で新たに登用した百済貴族や新興官僚に百済独自の王号・侯号、太守号を仮授していったのではないだろうか。これら王号・侯号は、既述のように朝鮮半島西南部の地名と考えられているが、それは475年以後、百済が積極的に領有化を進めた地域でもあった。百済は新たに獲得した地を冠した百済独自の王号・侯号・太守号を新規登用した百済貴族や新興官僚に仮授することによって、彼らを王権内部に位置づけようとしたのであろう。

縷述したように、百済王権内部における王号や侯号は、蓋鹵王の時にはわずかに近親者にのみ授与され、王権を支えるものとして機能していた。しかし、東城王代になると、王号・侯号・太守号の仮授は一気に増加した。やや乱暴に言えば、これは王号・侯号・太守号が新興官僚・百済貴族に濫発された状況を呈しているともいえる。これは必ずしも盤石な基盤をもたない文周王系の東城王が、新たに取り込んだ新興官僚や百済貴族に積極的に仮授し、彼らを王権内部に位置づけたためであろう。王号・侯号・太守号といった爵号は、彼らを東城王のもとにつなぎとめ、王権内部に取り込むための手段の一つとして機能していたのであろう。

こうした施策はおそらく475年以後、新たに即位した文周王・三斤王のもとでも行われたと推測されるが、東城王も積極的にそうした政策を推し進めたのであろう。文周王・三斤王・東城王のもとで、王号・侯号・太守号がさかんに仮授されたが、それは積極的に登用した新興官僚や百済貴族層にそれら爵号や太守号を仮授せざるを得なかった、当該期の王権の事情とも無関係ではなかったと考えられるのである。必ずしも盤石ではなかったからこそ、東城王は將軍号とともに王号・侯号・太守号を仮授し、その除正を求め、中国の権威によって彼らを百済王権内に位置づけようとしたのであろう。490・495年の南斉への爵号除正要求は、当該期の弱体化した百済王権とも無関係ではなかったのである。

かつて坂元氏は、こうした王・侯号の上に百済王は「大王」として君臨し、「王族・姻族の専権をおさえ、新興貴族を育成し、これらの勢力均衡の上にそびえ立とうとした」と指摘した。⁽³⁷⁾ たしかに百済王はそれら王・侯の上に君臨してはいたが、それは百済貴族を王権内部に取り込むために、王号・侯号を仮授せざるを得ないといった現実的な課題によるもので、盤石な存立基盤をもたない文周王系の東城王は、配下の王・侯を超然した「大王」というよりも、王号・侯号を賜与して、百済貴族層を懐柔し、不安定な王権を維持していく王であったというのが実状に近いのではないら

うか。『三国史記』に東城王が臣下に弑逆されたと伝え（百済本紀・東城王23（501）年条）、『日本書紀』に東城王が国人たちによって廃位させられたとするのは（武烈紀4（502）年是歳条）、こうした王権の不安定さの一面を伝えているのであろう。臣下に賜授した王・侯号は、王権の不安定さと比例していた。だが、これだけでは必ずしも十分ではなかった。そうであったからこそ、東城王は490・495年に將軍号や王号の仮授を要求し、中国皇帝の權威によって、彼らを王権内部に位置づけようとしたのであろう。中国王朝の權威に依拠せざるを得なかったところに当該期の百済王権の不安定さが示されているといえる。

このように490・495年の積極的な將軍号除正要求は、475年の百済一時滅亡による蓋鹵王の殺害、文周王系の新たな即位という、百済王権の混乱と不安定さと無関係ではなかったと考えられるのである。そうであったからこそ、既述のように東城王が弑逆された後、新たに蓋鹵王系の武寧王が即位して百済王権が安定化していくと、王号・侯号・太守号の仮授、さらには中国王朝への將軍号の除正要求もみられなくなっていったのである。

このように、王号・侯号・太守号の仮授は、5世紀末の百済王権の動揺と密接に関わっていたのであったが、それでは、それら爵号は一体どのように運用されていたのであろうか。次にその実態について考究してみたい。

③……………百済の王号・侯号・太守号の授与と將軍号

1 將軍号と王号・侯号

これまでみてきたように百済では5世紀後半に、王号・侯号・太守号が積極的に仮授されていた。こうした爵号仮授には、それなりの運用規定があったはずであるが、残念ながらそれに関する史料は全くない。そもそも王号・侯号・太守号仮授に関しては、【史料2・3】にのみ認められ、『三国史記』や当該期の百済の情報を伝える『日本書紀』にも認められない。それゆえ、その運用についての詳細も不明で、管見によれば、それについて論じた既往の研究も見当たらない⁽³⁹⁾。手がかりは王号・侯号・太守号を示す【史料2・3】のみであるが、そこにみえる王号・侯号・太守号を整理した〈表1〉からそれらの特質・運用の実態の一端を抽出し、当該期の百済王権の一側面を照射してみよう。

まず、王号・侯号から攻究するが、その場合、無視してはならないのが、これら王号・侯号が將軍号と連動していることである。これは当該期の王号・侯号を理解する上での大原則となる。例えば、(15) 余古は建威將軍から寧朔將軍へと進号したが、それにともなって八中侯から阿錯王へと進爵している。(17) 余固の場合は、広武將軍から建威將軍への進号とともに、弗斯侯を仮授されている。このように王号・侯号は將軍号と連動している。換言すれば、王号・侯号は、中国の將軍号を前提に運用されていたといえる。その限りにおいて、百済では中国の將軍号を自国の爵位の如く取り扱っていたといえよう。

だが、ここで注意したいのは(20) 会邁のように、五品の宣威將軍が認められるものの、それ以外に仮授された將軍号はみな三品・四品將軍であったことである。周知のように中国王朝における將軍号は三品・四品に限定されないが、百済ではそのうち、三品・四品の將軍のみが多用されたわ

けである。しかも、三品の將軍号は征虜將軍以下であり、四品の將軍号も建威將軍から広威將軍までの五威將軍、建武將軍から広武將軍の五武將軍のみで、限定的である。百済の中国將軍号の運用はきわめていびつであった。ここに百済の中国王朝の將軍号に対する認識の一端が認められるであろう。

こうした運用が行われた理由は詳らかではないが、あるいはこれら將軍号がみな定員のないものであったこととも、⁽⁴¹⁾無関係ではないのかもしれない。百済は中国皇帝を憚って定員のない征虜將軍以下を仮授しようとしたのであろう。その場合、どうしても上位の將軍号から授与していくことになりがちである。ましてやそれが王号・侯号を帯びた貴族・官僚への仮授となると、五品や六品の將軍など下位の將軍号を仮授するわけにもいかず、自然と上位の將軍号となろう。百済王の將軍号が二品の鎮東大將軍であること、定員なしの將軍号と百済独自の王号・侯号というような複合的な要因によって、こうしたいびつな將軍号の活用となったのであろう。詳細は向後の課題とせざるを得ないが、いずれにしても百済では三品の征虜將軍以下と四品の五威將軍・五武將軍と連動して王号・侯号が授与されていたといえる。

では、その場合、王号と侯号は果たして具体的にどの將軍号に対応していたのかということが問題となるが、王号を帯びた官人のうち、もっとも高位であったのは(21)邁羅王・沙法名で、彼が仮授されていたのは征虜將軍であった。一方、もっとも低位なのは(14)面中王・姐瑾と(15)阿錯王・余固で、彼らが仮授されていたのは、寧朔將軍であった。したがって、王号仮授の範囲は、ひとまず三品の征虜將軍から四品の寧朔將軍までと考えられる。(14)都漢王・姐瑾や(16)邁盧王・余歴、(22)辟中王・賛首流も、それぞれ冠軍將軍、龍驤將軍、輔国將軍であるから、この範囲内といえる。

一方、侯号についても前述の(15)余古が建威將軍から寧朔將軍への進号とともに阿錯王に進爵されているから、建威將軍が侯号の上限であったと考えてよからう。一方、下限であるが、侯号を帯びた官人のうちもっとも將軍号が低位なのは、(24)面中侯・木干那で、彼が仮授されていた將軍号は広威將軍であった。したがって、侯号仮授の範囲は、ひとまず建威將軍から広威將軍までの五威將軍と考えられ、(17)弗斯侯・余固、(23)弗中侯・解礼昆もこの範囲内にある。

これを改めて整理すると、〈表1〉によれば、三品の征虜將軍から四品の寧朔將軍までが王号、四品の建威將軍から広威將軍までの五威將軍が侯号の仮授の範囲ということになる。

ところが、ここで問題となるのは、王号仮授の範囲がおおよそ征虜將軍以下の三品の將軍で、侯号の仮授範囲が四品の五威將軍であるのに対して、同じ四品の寧朔將軍のみが王号の仮授範囲となり、不自然となることである。しかも、この不自然さは、490年の將軍号除正要求にも反映している。すなわち、百済の將軍号除正要求は、458年の(1)余紀を除外すれば、將軍号の序列に従って、高位者よりなされているが、このみ將軍号で低位の(15)寧朔將軍・阿錯王・余古のほうが、(16)龍驤將軍・邁盧王・余歴よりも先に除正要求されていることになり、通例とは異なっているのである。

南齊の將軍号については、『南齊書』百官志にみえるが、そこで示されているのは一部にすぎず、百済で活用された四品將軍についての記事がないため、これまでは『宋書』百官志が活用され、⁽⁴²⁾〈表1〉も先行研究と同様に『宋書』百官志に依拠して作成している。しかし、すでに坂元義種氏が、武都王楊文度の龍驤將軍から寧朔將軍への進号記事から、『宋書』百官志には寧朔將軍を四品とし、龍

驥將軍より下位にあったとするが、実際には龍驥將軍より上位にあったのではないかと指摘している⁽⁴³⁾。楊文度以外にもこうした事例は『宋書』・『南齊書』においても多数認められる。そもそも『宋書』⁽⁴⁴⁾百官志所載のそれ以外の將軍号についても、実際の運用と相違することがこれまでも指摘されている⁽⁴⁵⁾。加えて軽視できないのは、將軍号の一部しか記さず不十分な『南齊書』百官志にも輔國將軍將軍に次いで寧朔將軍、寧遠將軍、龍驥將軍と記されており、寧朔將軍を輔國將軍と龍驥將軍の間に位置づけており、寧朔將軍を龍驥將軍よりも上位としていることである⁽⁴⁶⁾。おそらく宋代のある時期から寧朔將軍が龍驥將軍の上位となり、南齊もそれを継承したのであろう。したがって、これをふまえ、〈表1〉の龍驥將軍と寧朔將軍の順序を改め、寧朔將軍を三品將軍とする必要がある。そ

表2

○: 458年 ◆: 472年 ■: 490年、□は前段階の状況 ▲: 495年

No	將軍号 人名	鎮東大 四征 四鎮 四安 四平 中軍 鎮軍 撫軍 左右前後 征虜 冠軍 輔國		寧朔 龍驥		建威 振威 奮威 揚威 広威				建武 振武 奮武 揚武 広武		宣威	
		二品		三品				四品				五品	
(1)	余慶	○	484年	使持節・都督百濟諸軍事・鎮東大將軍・百濟王									
(2)	余紀					○	右賢王						
(3)	余昆					○	左賢王						
(4)	余暉					○							
(5)	余都					○							
(6)	余又					○							
(7)	沐衿					○							
(8)	余爵					○							
(9)	余流					○							
(10)	于西									○			
(11)	余婁									○			
(12)	余礼												
(13)	張茂												
	牟都	■	484年	文周王 使持節・都督百濟諸軍事・鎮東大將軍・百濟王									
	牟大	■	490年	東城王 使持節・都督百濟諸軍事・鎮東大將軍・百濟王									
(14)	姐瑾						都將軍・都漢王	面中王		八中侯			
(15)	余古							阿錯王					
(16)	余歷									邁盧王			
(17)	余固												□
(18)	高達									弗斯侯			
(19)	楊茂												
(20)	会邁												
(21)	沙法名												□
(22)	贊首流												
(23)	解礼昆												
(24)	木干那												
(25)	慕遣												
(26)	王茂												
(27)	張塞												
(28)	陳明												

※將軍号のうち、將軍は省略。
 ※中軍・鎮軍・撫軍將軍は『宋書』百官志では四安・四平將軍よりも上位だが小尾孟夫『六朝都督制研究』（汲古社、2001年、p.123）に従う。
 ※宣威將軍は『宋書』百官志では八品だが小尾孟夫『六朝都督制研究』（汲古社、2001年）に従い五品に改める。
 ※【史料3】は(22)を「安國將軍」とするが、坂元義種「五世紀の〈百濟代王〉とその王・侯」（『古代東アジアの日本と朝鮮』吉川弘文館、1978年、p.70）に従い、「輔國將軍」とする。
 ※【史料3】は(23)を「武威將軍」とするが、坂元義種「五世紀の〈百濟代王〉とその王・侯」（『古代東アジアの日本と朝鮮』吉川弘文館、1978年、p.70）に従い、「建威將軍」とする。
 ■部分は〈表1〉より寧朔將軍と龍驥將軍を入れ替えた部分

れが〈表2〉である。

これによって、より明確に百済における王号・侯号の仮授範囲が明らかになる。すなわち、問題となっていた寧朔將軍を三品とし、龍驤將軍より上位に位置づけた結果、王号の仮授範囲は、三品の征虜將軍から龍驤將軍までにおさまる。侯号の仮授範囲は、指摘したように四品の五威將軍ということになる。そして、これにともなって問題となっていた(15)余古と(16)余歴も他と同様に、將軍号の高位より除正要求されたことになり、疑点は解消することになる。

このように百済の王号・侯号は中国の將軍号を前提に規定され、王号が仮授される三品の征虜將軍から龍驤將軍までと、侯号が仮授される四品の五威將軍、さらにそれ以下とに区分されていたのである。

ところが、これで問題がすべて解決したわけではない。むしろ、龍驤將軍と寧朔將軍の順序を改めてしまった結果、今度は、458年の將軍号除正要求時において問題が生じてしまうことになったのである。すなわち、既述のように、458年の將軍号除正要求は、(1)余紀を除けば、將軍号の上位より除正要求を行ったはずであったが、龍驤將軍と寧朔將軍を改めてしまったが故に、(6)沐衿・(7)余爵の將軍号・龍驤將軍が、(8)余流・(9)麋貴の將軍号・寧朔將軍より下位になってしまい、下位の龍驤將軍の除正要求が、それより上位の寧朔將軍の除正要求に先んじてしまったのである。458年の將軍号除正要求は、既述のように(3)余紀を除外すれば、將軍号の序列に準じて行われていたから、征虜將軍と龍驤將軍のみ顛倒することなどなかったであろう。

既述のように、『宋書』百官志の將軍号は、実際の運用とは相違するものも少なくなく、問題もあったが、根拠もなく寧朔將軍を龍驤將軍の次に位置づけていたわけではなかったのではなかろうか。先に龍驤將軍から寧朔將軍へと進号した場合もあったと論じたが、実は『宋書』のなかには百官志の將軍号の如く寧朔將軍から龍驤將軍へと進号した場合も確認できる⁽⁴⁷⁾。思うに、『宋書』百官志の龍驤將軍・寧朔將軍の記述は、それなりの実態をふまえていたのであろう。しかし、実際の運用では、ある段階からそれとは逆に寧朔將軍が龍驤將軍より上位となっていたのであろう。だが、少なくとも458年の百済の宋への將軍号除正要求時には、『宋書』百官志のように、龍驤將軍のほうが寧朔將軍より上位にあったのであろう。百済もそれを熟知しており、それにもとづいて【史料1】のような將軍号の除正要求を行ったに相違ない。458年の百済の將軍号の除正要求からみて、そのように考えるのが妥当であろう。458年の百済の將軍号除正要求時、百済が認識していた將軍号の序列は、訂正した〈表2〉ではなく〈表1〉で、『宋書』職官志のそれと同じであったのであろう。百済はそれに沿って將軍号の除正要求を行ったのであろう。坂元氏の指摘をふまえてもなお、龍驤將軍と寧朔將軍の位置を改めず、『宋書』百官志の將軍号の序列によって、〈表1〉をまとめた理由はここにある。

百済は中国の將軍号を前提として王号・侯号を授与していたのであるが、そのためには、その前提となる中国將軍号の情報は必要不可欠であったであろう。おそらく、百済は中国との通交の過程で、最新の情報を入手し、それにもとづいて既存の情報を修正したのであろう。それが〈表2〉のような將軍号の序列である。そして、これにもとづいて、將軍号の除正要求を行ったのである。

こうして〈表2〉のような序列の將軍号にもとづいて、王号・侯号が仮授されたのであるが、ここで注意しておきたいのは、王号・侯号授与の対象となる將軍号を仮授されていても、必ずしも全

員が王号・侯号を仮授されていなかったことである。(16)余歴がそれに該当する。彼は490年以前、建威將軍であったから、侯号を仮授される資格を満たしていたが、侯号を帯びていない。三品・四品の將軍全員に王・侯号が仮授されていたわけではなく、王号や侯号は將軍号の進号にあわせて、忠勤や戦功など特別な事情をふまえて仮授されたのであろう⁽⁴⁸⁾。

このように王号・侯号は宋や南齊の將軍号と密接に関連して運用されていたと考えられるが、史料には、同じ三品・四品の將軍となりながら、王号・侯号が仮授されず、太守号が仮授されたことも伝えている。そこで次にこの王号・侯号のごとく爵位のように仮授された太守号について討究してみよう⁽⁴⁹⁾。

2 太守号と5世紀後半の百濟王権

この太守号で注目すべき第一は、王号・侯号と同様に、490・495年の段階でその数が著しく増加していることである。太守号は、古くは450年に西河太守（【史料8】）がみえ、458年に(13)張茂に仮授された帯方太守が確認されるが、その後、490・495年の段階では前掲の帯方太守に加え、(18)広陽太守、(19)江陵太守・朝鮮太守、(20)清河太守、(25)楽浪太守、(26)城陽太守、(27)朝鮮太守がみえ、その数は増加している。これは王号・侯号と共通するが、既述のように、王号・侯号の増加と同様、475年の百濟の一時滅亡の後、新たに百濟王となった文周王系の文周王や東城王が、王権を強化するために、多くの新興官僚などを登用し、彼らに太守号を仮授したからであろう。

第二は、王号・侯号と同じように太守号も將軍号と連動しており、かつ階層制が認められることである。既述のように、三品將軍には王号が、四品將軍には侯号が仮授されていたが、太守号も二つの階層が存在するようである。すなわち、楽浪・帯方太守はみな三品の龍驤將軍を帯びた人物にのみ仮授されており、例外はない。例えば、(25)慕遣は龍驤將軍で楽浪太守となっており、これに該当する。一方、(18)高逵は建威將軍から龍驤將軍に進号したのにあわせて、帯方太守を仮授されている。これは帯方太守の仮授の対象が三品の將軍であったからであろう。楽浪・帯方太守のみが他の太守とは異なり、三品の將軍号を帯びた官僚にのみ仮授された理由は必ずしも詳らかではないが、あるいは楽浪・帯方太守が朝鮮半島に設置され、百濟王がかつて東晋から楽浪太守を授与されたことをふまえ、特別視されていたからかもしれない。詳細は今後の研究を待たねばならないが、楽浪・帯方太守は三品將軍を仮授の対象とし、他のそれとは区別されていたと考えられる。

それに対して、他の太守号の仮授の範囲は比較的広く、朝鮮太守の場合、(19)建威將軍・楊茂と(27)振武將軍・張塞に仮授されている。ここから太守号の仮授の範囲は、ひとまず建威將軍から振武將軍までと想定できる。

一方、(20)会邁は宣威將軍から広武將軍への進号にあわせて、清河太守を仮授されている。これは太守号の仮授の範囲が四品將軍以上であったことを示している。したがって、太守号の仮授の下限は四品將軍の広武將軍であったと考えられ、その他の太守号の仮授の範囲は、四品の五威將軍と五武將軍であったとみなしてよからう。

このように太守号は三品の龍驤將軍に仮授された帯方・楽浪太守と四品の五威・五武將軍に仮授された朝鮮太守など他の太守号に区分されており、二階層から構成されていたと理解される。

それとも関連して注目すべき点の第三は、これら太守号がみな王号・侯号と兼任されておらず、

かつそれを仮授されたのがみな漢人官僚と考えられることである。太守号を仮授されたのは、(13) 張茂（帶方太守）、(18) 高達（帶方太守・広陽太守）、(19) 楊茂（江陵太守・朝鮮太守）、(20) 会邁（清河太守）、(25) 慕遺（樂浪太守）、(26) 王茂（城陽太守）、(27) 張塞（朝鮮太守）で、みな中国式の単姓と名をもつ人物である。彼らは、既に指摘されているように、旧樂浪・帶方郡などをはじめ中国を出自としたいわゆる漢人官僚なのであろう。これは王・侯号を授与された百済王族の余姓や三文字からなる在地の有力者と考えられる(21) 沙法名などとは明らかに異なる。太守号が漢人官僚に、王・侯号が百済王族や百済貴族に仮授されたことからみて、当該期の百済では、王・侯号が王族や在地の有力者に、太守号が漢人官僚に仮授されることになっていたのであろう。その意味で、当該期の百済王権は、百済王族・貴族・豪族と渡来系の官人とは截然と区分されると指摘した鈴木靖民氏や鄭東俊氏の見解は首肯されてよからう。⁽⁵⁰⁾

これら漢人官僚に仮授された太守号は、百済の地名を冠した王号・侯号とは異なり、樂浪や帶方、江陵など中国王朝に由来する地名を冠していた。これは太守号が中国を出自とする漢人官僚に仮授されたこととも無関係ではないだろう。では、なぜ彼ら漢人官僚に王号・侯号ではなく、太守号のみが仮授されたのか、ということが問題になるが、これについては明徴を欠く。ただし、かつての樂浪・帶方郡の漢人のなかには、張撫夷墓の「帶方太守」や佟利墓の「遼東韓玄菟太守」のように太守号を自称したのもあり、太守号が漢人社会において、それなりの社会的地位を示すものとして認識されていたこととも無関係ではないのかもしれない。これについても詳細は今後の課題であるが、いずれにしても百済は太守号を、漢人官僚へ仮授する爵号として利用していたのであった。

このように太守号が王号・侯号に対応して漢人官僚たちに仮授されていたと理解できるならば、先に指摘した太守号の階層制も王号・侯号に準じていたと理解されよう。⁽⁵²⁾ すなわち三品の龍驤將軍のみに仮授された樂浪・帶方太守は、同じく三品に仮授される王号に対応し、四品の五威・五武將軍に仮授された他の太守号は、五威將軍に仮授された侯号に対応していたのではないかと考えられるのである。ただし、侯号が既述のように四品の將軍号でも五威將軍にのみ限定されるのに対して、太守号はそれよりも広く四品の五威將軍・五武將軍が仮授範囲とされたのであった。あるいは史料がないだけで、侯号も太守号と同じく五威・五武將軍に仮授された可能性も十分にあるかもしれないが、【史料2・3】にそのような事例がないことからみて、その可能性は低からう。

このように、当該期の百済では王・侯号と太守号を併用し百済王族・百済貴族、漢人官僚を王権内部に位置づけていたことになる。こうした理解に大過なしとすれば、爵位化された太守号はもはや実職として考えられることはできないであろう。おそらく彼らは王権中枢で活躍したのであろう。それならば、太守号とも対応する王号・侯号もそのように理解されるであろう。これら王号・侯号に冠された地名は朝鮮半島南西部に偏在しており、これを檀魯制と関連させる見解が近年も指摘されているが、⁽⁵⁴⁾ これら王号・侯号は実際に百済が獲得した地域名を冠していたものの、おそらく彼らが実際に当該地に赴き、同地を直接支配していたわけではなかろう。というのも彼らもまた王権中枢の高位者であり、彼らが地方官として現地に赴任していたとは、到底理解できないからである。かりに彼らが現地に赴任した地方官であったならば、百済王は地方官のみに將軍号を除授し、それよりも上位にあったと考えられる中央の貴族層や新興官僚には中国の將軍号、王号・侯号を仮授しなかったことになってしまう。だが、彼らに王号・侯号、さらに高位の將軍号が仮授されたのは、

王権の中枢にあつて、東城王などを支えることが期待されていたからであり、【史料2・3】からも明らかなように、実際そうした実績にもとづくものであつた。その意味で王号地名を檐魯と結びつけ、当該期の百済領を検討することは可能であるが、これら王号・侯号を有する人物をただちに地方官として檐魯制と結びつけるのはもう少し慎重であつてもよかろう⁽⁵⁵⁾。

爵号化した太守号に対応する以上、王号・侯号は、蓋鹵王代にみられる(2)左賢王・(3)右賢王やそれに比肩する地位にあつた(12)駙馬都尉・弗斯侯などのように、王権内において特別な地位を示すものではなく、太守号と対応するものに過ぎなくなつていたともいえよう。同じ王号とはいえ、百済王や倭王が中国皇帝から除授された王爵号とは、全く異なるものであることに注意すべきであらう。当該期の百済王を、諸王を従え、その上に君臨する、強力な権力をもつた「大王」のように理解できない理由はここにもある。

先に、王権の不安定さもあつて、当該期の百済ではいわゆる王号・侯号の濫発、インフレにも近い状況とならざるを得なかつたことを指摘したが、それだけに百済内部における王号・侯号の持つ政治的地位・重要性は、従前のそれと比べ低下せざるを得なかつたであらう。王号がこうした性格であつた以上、その下に位置づけられる侯号もまた同様であらう。逆にそうであつたからこそ、そうした王・侯号を百済王は仮授することができたのであらう。

ただし、看過できないのは、すでに梁起錫氏や鄭東俊氏が指摘したように⁽⁵⁶⁾、帯方太守・楽浪太守の將軍号が王号のそれに比べ低かつたことである。既述のように、王号は帯方太守・楽浪太守号と対応すると考えられるものの、帯方太守・楽浪太守の仮授範囲がせいぜい三品の龍驤將軍のみにすぎないのに対して、王号は龍驤將軍より上位の征虜將軍や冠軍將軍、輔國將軍をも仮授範囲としていたのであつて、このことは当該期の百済では弱体化した王権を回復させるためにも漢人官僚たちが積極的に登用されたものの、王権内部の優位性は依然として、百済王から王号を仮授された百済王族や百済貴族にあつたことを示しているといえる。このことも当該期の百済王権の特質の一つであり、見落としてはなるまい。楽浪・帯方太守以外の太守仮授の範囲が侯号に比して五武將軍にまで拡大しているのは、あるいはこうした楽浪・帯方太守号の仮授範囲がきわめて限定的であつたことに関連するのかもしれない。これについても今後の課題だが、いずれにしても当該期の百済王権では、中国將軍号に対応した王号・侯号、さらに太守号によって、百済王権内部の秩序が形成されていたのであつて、ここに当該期の百済王権の支配体制の特徴の一端がかいまみられるのである。

④……………百済における中国將軍号と府官制—結びにかえて—

以上、これまで5世紀後半の百済における中国王朝の官爵号の意義と、將軍号の除正の意義、さらにはそれにもとづく百済独自の王号・侯号、太守号の運用など、百済の支配秩序について論究してきた。これによって、百済が倭同様、中国王朝の將軍号をきわめて重視し、それによって国内支配の秩序を形成しようとしていたことを、より具体的に把握できた。中国皇帝を中心とする世界の史的展開過程については賛否両論あるが、百済や倭が中国王朝の將軍号をふまえ、支配秩序を形成しようとしたことは、中国周辺諸国における中国王朝の影響を示すものとして軽視できない。ここに中国王朝の立場から周辺諸国の支配構造を解明する意義があるといえる。

ただし、その一方で軽視できないのは、百済がそれを利用しつつも百済王と臣下の差を考慮しつつ、將軍号の除正要求を行っていたことである。百済王は鎮東大將軍として二品の將軍号を除授されていたが、臣僚たちに除正要求した將軍号はみな三品以下であった。百済は中国における將軍号の序列を熟知し、国内における百済王と臣僚の差を配慮しつつ、臣僚らの將軍号を除正要求したのである。438年、倭王がみずから安東將軍を、その配下である倭隋らにそれとはわずかに一階しか差のない平西將軍の除正を要求したことは大きく異なり、百済はあくまでも百済王権内部の百済王と臣下の序列をふまえ將軍号を要請していったのであり、ここに百済と倭の差異が認められる。

この百済と倭の差異は、百済が中国王朝の將軍号に依拠しながら、百済独自の王号・侯号・太守号を利用しつつ、独自の支配秩序を形成しようとしたことにも認められる。当該期の倭国内の支配体制については必ずしも詳らかではないが、ここに倭と百済との相違点、東アジア世界における百済の独自性が認められるであろう。

だが、王号・侯号・太守号にもとづく百済独自の秩序が中国王朝の將軍号に依拠する限り、百済王を頂点とする独自の支配秩序の形成は、もうしばらく待たねばならなかった。こうした観点からすれば、百済王を頂点とする百済独自の官位の形成を、百済本紀・古尔王 27 (260) 年条に依拠して、3世紀に求めることは困難であろう。⁽⁵⁷⁾百済は5世紀後半、百済王を頂点とする独自の王号・侯号や太守号をふまえ、独自の支配秩序を形成しようとしていたが、それは百済王独自の權威によるのではなく、中国王朝の權威に依拠せざるをえないものであったからである。だが、この王号・侯号・太守号といった百済独自の支配体制の形成は、百済王を頂点とする支配秩序の萌芽として認められ、その後、百済では百済王の權威にもとづく官位制が生み出されることになるのであった。

このように百済では中国王朝の將軍号が国内において極めて重視されたのである。それならばそれら中国將軍号とも密接に関係する府官は百済国内においてはどのように理解できるであろうか。少なくとも百済では中国將軍号にもとづいて將軍府が開府された痕跡は認められない。おそらく、百済ではこれら中国將軍号にもとづいて開府し、府官を設置するということはなかったであろう。

では、諸史料にみえる長史・司馬・參軍などはどのように理解できるであろうか。従来、これについては使節のみに冠するものという見解ととも⁽⁵⁸⁾に百済国内では府官が存在していたとの理解が提示されているが、⁽⁵⁹⁾改めて【史料1~4】及び〈表1〉〈表2〉を手がかりとして、百済における府官制による支配秩序について論究してみたい。

これを考究する上で軽視できないのは、府官である長史・司馬・參軍が(12)余礼を除き、みな漢人官僚にのみ認められることである。余礼は弗斯侯であり、縷述のように、おそらく彼の上位に左賢王・右賢王が存在していたのであろう。もちろん、458年の段階で左賢王・右賢王がなくなってしまう可能性もなくはないが、同じく蓋鹵王の治世であり、それがみられなくなるのは、既述のように475年以後のことであったと考えるのが妥当である。とすると、長史を冠した余礼は必ずしも当該期の百済内部においてはトップではなかったことになる。長史は本来、將軍府の府官のトップである百済王の次に位置づけられるべきものであるが、⁽⁶⁰⁾少なくとも余礼の場合は必ずしもそのようには理解できない。

一方、余礼以外の長史はみな漢人官僚で、これら漢人官僚の帯びた太守号は、本論で詳述したよ

うに、百濟独自の王号に比肩する楽浪太守・帯方太守もあるが、おおよそ、百濟独自の王号より低位であった。楽浪太守を帯びた(25)慕遺は長史でもあるが、それは將軍号でいえば龍驤將軍に過ぎず、(21)邁羅王・沙法名はそれよりも上位である征虜將軍であった。それ以外に(18)高達が長史を冠しているが、これも將軍号でいえば四品の建威將軍に過ぎなかった。このように当該期の百濟において、長史は必ずしも百濟国内において府主である百濟王に次ぐ地位にあったわけではない。それに次ぐ司馬・參軍も同様で、厳密に言えば、必ずしも百濟国内における支配者層のトップクラスにあったわけではない。むしろ、王権の中樞は、王号を帯びた百濟王族・百濟貴族であった。このことは当該期の百濟が、百濟王を府主とし、その配下に長史・司馬・參軍を恒常的に配し、それによって百濟を統治するという支配体制でなかったことを示しているといえる。

加えて軽視できないのは、長史・司馬・參軍を帯びた漢人官僚たちの除正要求後の官職にそれらが認められないことである。かりにこれら官職がその後も百濟国内で恒常的に存在していたのであれば、おそらくそれら官職についても「如故」などと言及されるとおもわれるが、そうした記述は認められない。これは長史・司馬・參軍が百濟国内で恒常的な官職でなかったことを示すと考えられる根拠ともなるのではないだろうか。このことを考究する上で、注目されるのが、(14)姐瑾の帯びた都將軍である。都將軍の具体的な職掌は不明であるが、字義からみてこれはおそらく王都の軍隊、すなわち禁軍などを束ねる將軍の実職であったのではないかと推察される。この都將軍の除正がなぜ490年に行われたのかは詳らかではないが、恐らく実職として非常に重要な地位であったが故に、特別に南齊に除正が要求されたのであろう。こうした事例を鑑みれば、將軍府の属僚としてそれに匹敵するほど重要な官職であった長史の除授も要求されたはずである。しかし、それがなされなかったのは、長史はあくまでも百濟の支配体制において常置された重要なポストでなかったことを示しているといえよう。

もちろん、鈴木靖民氏が指摘するように、⁽⁶¹⁾【史料2・3・4】にみえる長史・司馬・參軍の活動から、百濟において漢人官僚達は外交で大いに活躍したであろう。問題なのは彼らが百濟王を府主とする長史・司馬・參軍の府官として常時、百濟国内において活動していたか、さらにいえば百濟国内の支配体制が百濟王を府主とする府官制をとっていたかである。しかし、既述のように百濟国内の支配体制において長史・司馬・參軍が常時設置されていたわけではないのであって、あくまでもそれは対中国外交においてのみ臨時に冠したにすぎないのであったと考えられるのである。

以上のことからみて、当該期の百濟国内において、中国將軍号は極めて重視されていたが、中国の將軍号を前提として府官制による支配体制は認められないのであって、あくまでも府官は対中国外交において活用された臨時的なものであったと理解されるのである。百濟においても、高句麗同様、国内の支配秩序においては、百濟王を府主として府官が設置されていたわけではなかったのである。このことは東アジア諸国における府官制のあり方を理解する上で軽視できないようにおもう。それならば、百濟同様、対中国外交において府官を帯びた使者が認められる倭において、府官制はどのように理解できるであろうか。高句麗・百濟があくまでも府官を対中国外交においてのみ活用していたことをふまえると、倭においても府官はあくまでも外交上、便宜的に冠していた可能性が高いとおもわれるが、⁽⁶²⁾この点については今後の課題としてひとまず擱筆することにしたい。

註

(1)——嶋崎昌「魏氏高昌国官制考」(『隋唐時代の東トルキスタン研究 高昌国史研究を中心として』東京大学出版会, 1977年, [初出]『中央大学文学部紀要 史学科』8・9, 1963年)は高昌国の支配体制が中国王朝から除授された官爵号に規定されているという注目すべき見解を提示している。また, 金翰奎『古代東亜細亞幕府体制研究』(一潮閣, 1997年)は, こうした見解に基づき, これら府を幕府とし, 幕府のあり方を通じて, 中国王朝はもちろん, 周辺諸国もふくめた東アジア世界の秩序構造を解明しようとする。

(2)——坂元義種『倭の五王—空白の五世紀—』(教育社, 1980年), 同「倭の五王の外交—司馬曹達を中心に—」(『古代東アジアの日本と朝鮮』吉川弘文館, 1978年, [初出]『赤松俊秀教授退官記念国史論集』赤松俊秀教授退官記念事業会, 1972年), 同「倭の五王の外交について—とくに「司馬曹達」を中心に—」(『東アジアの古代文化』117, 2003年), 鈴木靖民「東アジア諸民族の国家形成と倭王権の展開」(『倭国史の展開と東アジア』岩波書店, 2012年, [初出]「東アジア諸民族の国家形成と大和王権」『講座日本歴史』1, 東京大学出版会, 1984年), 同「倭の五王の外交と内政」(『倭国史の展開と東アジア』前掲書, [初出]林陸朗先生還暦記念会編『日本古代の政治と制度』続群書類従完成会, 1985年), 同「倭国と東アジア」(鈴木靖民編『倭国と東アジア』吉川弘文館, 2002年), 同「百済の府官制と全羅道の前方後円墳」(『倭国史の展開と東アジア』前掲書), 前之園亮「倭国王済の配下が除授された軍号について」(『共立女子短期大学文科紀要』46, 2002年)。

(3)——鈴木靖民「倭の五王の外交と内政」(『倭国史の展開と東アジア』前掲書, pp.183-185), 林起煥「4세기 고구려의 낙랑·대방경영」(『고구려정치사연구』한나래, 서울, 2004年 [初出]「4세기 고구려의 樂浪·帶方地域 경영—안악 3호분·덕흥리 고분의 墨書銘 검토를 중심으로—」『歴史学報』147, 1995年), 森公章『東アジアの動乱と倭国』吉川弘文館, 2006年, pp.60-62), 河内春人「東アジアにおける文書外交の成立」(『歴史評論』680, 2006年)。

(4)——拙稿「集安出土文字資料からみた高句麗の支配体制についての一考察—安岳3号墳・徳興里古墳にみえる被葬者の職位の再検討と府官制—」(『朝鮮学報』203, 2007年)。

(5)——坂元義種「倭の五王の外交—司馬曹達を中心に—」(『古代東アジアの日本と朝鮮』前掲書, pp.393-

400), 鈴木靖民「東アジア諸民族の国家形成と倭王権の展開」(『倭国史の展開と東アジア』前掲書, pp.14-15), 同「倭の五王の外交と内政」(『倭国史の展開と東アジア』前掲書, pp.184-188), 同「倭国と東アジア」(鈴木靖民編『倭国と東アジア』吉川弘文館, 2002年, pp.41-49), 同「百済の府官制と全羅道の前方後円墳」(『倭国史の展開と東アジア』前掲書, pp.227-231), 森公章『東アジアの動乱と倭国』前掲書, pp.62-64), 河内春人「東アジアにおける文書外交の成立」(前掲), 同「倭の五王と中国外交」(『日本の対外関係1 東アジア世界の成立』吉川弘文館, 2010年), 田中史生「倭の五王と列島支配」(『岩波講座 日本歴史』原始・古代1, 岩波書店, 2013年)など。

(6)——坂元義種「五世紀の〈百済大王〉とその王・侯」(『古代東アジアの日本と朝鮮』前掲書, [初出]『朝鮮史研究会論文集』4, 1968年), 梁起錫「五世紀 百済의 「王」・「侯」・「太守」 制에 대하여」(『史学研究』38, 1984年), 田中俊明「熊津時代 百済의 領域再編과 王・侯制—榮山江流域의 百済領域化問題와 関連하여—」(『百済研究論叢』5 百済의 中央과 地方』忠南大学校百済研究所, 1997年), 李鎔彬「百済의 成長과 檀魯制의 成立」『百済地方統治制度研究—檀魯制를 中心으로』(書景文化社, 2002年), 吳吉煥「百済熊津時代の領域支配体制について—「二二檀魯」と「地名王・侯」を中心に—」(『朝鮮学報』189, 2003年), 盧重国「百済의 王・侯号, 將軍号制와 그 運營」(『百済研究』55, 2012年), 鄭東俊「중국왕조 관제의 수용과 대왕전제체제」(『동아시아 속의 백제 정치제도』일지사, 2013年)など。

(7)——鄭東俊「중국왕조 관제의 수용과 대왕전제체제」(『동아시아 속의 백제 정치제도』前掲書)は中国王朝との比較から百済の將軍号や王号・侯号などについて論及しているものの, 必ずしも將軍号を王号・侯号・太守号と関連させて, 百済の固有の問題として詳細に考察しているわけではない。

(8)——坂元義種「中国史書における百済王関係記事の検討」(『百済史の研究』塙書房, 1978年, p.175)。

(9)——盧重国「百済의 王・侯号, 將軍号制와 그 運營」(前掲)。

(10)——坂元義種「古代東アジアの国際関係」(『古代東アジアの日本と朝鮮』前掲書, p.27, [初出]『ヒストリア』49・50, 1968年)では, 百済は中国の王号や將軍号を模倣したものを与えることができたはずだが, それができなかったのは王の権威が不足していたためであったと

する。

(11)——余映が本来、余腆であった可能性については坂元義種「中国史書における百済王関係記事の検討」(『百済史の研究』前掲書, pp.144-145.)参照。

(12)——坂元義種「中国史書における百済王関係記事の検討」(『百済史の研究』前掲書, pp.152-153.)。

(13)——坂元義種「中国史書における百済王関係記事の検討」(『百済史の研究』前掲書, pp.152-153.)。

(14)——坂元義種「古代東アジアの〈大王〉について」(『古代東アジアの日本と朝鮮』前掲書, pp.138-139.)。

(15)——坂元義種「倭の五王—その遣使と授爵をめぐる—」(『古代東アジアの日本と朝鮮』前掲書, p.352, [初出]『朝鮮史研究会論文集』7, 1970年)は、珍の自称した「使持節, 都督倭・百済・新羅・任那・秦韓・慕韓六国諸軍事・安東大將軍・倭国王」は倭王讚がこれに近い称号を得ており, それを継承しようとしたものであったとする。なお, 坂元氏は425年の宋への使者派遣時に倭讚は「使持節, 都督倭・百済・新羅・任那・秦韓・慕韓六国諸軍事・安東大將軍・倭国王」を自称し, その除正を求めたと推定している。

(16)——熊谷公男「倭王武の上表文と五世紀の東アジア情勢」(『東北学院大学論集 歴史と文化』53, 2015年)。

(17)——雄略紀2(458)年条所引『百済新撰』には, 百済の適稽女郎を倭に送ったとあるが, 池内宏『日本上代史の研究』(中央公論美術出版, 1970年, p.124)や山尾幸久『古代の日朝関係』(塙書房, 1989年, p.153)の指摘のように, 428・429年頃の毗有王代のことと理解されるため, ひとまず百済からの使節派遣は430年代から450年代頃まで『日本書紀』には認められないことになろう。

(18)——拙稿「高句麗の対北魏外交と朝鮮半島情勢」(『朝鮮史研究会論文集』38, 2000年)。

(19)——山尾幸久『古代の日朝関係』(前掲書, pp.154-155.), 田中俊明『大加耶連盟と「任那」』(吉川弘文館, 1992年, pp.95-97.)。

(20)——田中俊明『大加耶連盟と「任那」』(前掲書, p.100.)。

(21)——近年, 田中史生「倭の五王と列島支配」(岩波講座 日本歴史) 原始・古代1, 前掲書)はこうした理解に対して, この時の沙至比跪(葛城襲津彦)の大加耶攻撃が倭王済の意図に反しており, 済は「百済との友好関係を前提に宋に通じ, 大加耶などの軍政権を要求し, 百済とともに沙至比跪ら加耶南部や新羅と通じた葛城の有力首長を牽制したとみられる」と指摘するが, 倭王済が宋に対して「加羅」(=大加耶)の軍政権を要求して

いることからみて, 倭王は大加耶に対して関心を持ち続けていたと考えられるから, 沙至比跪(葛城襲津彦)の大加耶進出はそうした情勢をふまえたものであったと理解できるのではないだろうか。

(22)——坂元義種「倭国王の国際的地位—五世紀の南朝を中心として—」(『古代東アジアの日本と朝鮮』前掲書, pp.538-540., [初出]竹内理三編『古代の日本 第一巻 要説』角川書店, 1971年)。

(23)——坂元義種「中国史書における百済王関係記事の検討」(『百済史の研究』前掲書, pp.152-153.)。

(24)——坂元義種「五世紀の〈百済大王〉とその王・侯」(『古代東アジアの日本と朝鮮』前掲書, p.68.)。

(25)——『史記』匈奴伝には「左右賢王, 左右谷蠡王最為大」とある。なお, 左賢王・右賢王については坂元義種「五世紀の〈百済大王〉とその王・侯」(『古代東アジアの日本と朝鮮』前掲書, pp.68-69.)参照。

(26)——『晋書』載記一・劉元海・劉聰・劉曜条など。

(27)——鄭東俊「중국왕조 관제의 수용과 대왕전제체제」(『동아시아 속의 백제 정치제도』前掲書, p.143)は, 百済の左賢王・右賢王を華北の遊牧民系王朝で使用されたものが南朝を通して百済に伝えられたと想定している。

(28)——坂元義種『百済史の研究』(前掲書, pp.154-155.), 古川政司「百済王統譜の一考察—5世紀後半の王統譜の復元—」(『日本史論叢』7, 1977年), 李基東「百済王室 交代論에 대하여」(『百済史の研究』一潮閣, 1996年, p.141, [初出]『百済研究』12, 1981年), 田中俊明「百済文周王系の登場と武寧王」(『有光教一先生白寿記念論叢高麗美術館研究紀要』5, 2006年)。

(29)——『宋書』百済伝では(10)于西と(11)余婁の將軍号は建武となっているが, ここのみ將軍号が五威將軍を飛ばして一気に五武將軍となってしまう。しかし【史料1】からも明らかなようにこの時の百済が除正を要求した將軍号は一階しか差がなく, ここのみが大きく差があるのは不自然であるので, あるいは「建武將軍」は「建威將軍」の誤りである可能性が高いとおもわれる。ただし, 諸本にはみな「建武將軍」とするから, ここでは「建威將軍」の可能性を指摘するにとどめ, さしあたり「建武將軍」としておく。

(30)——『通典』卷29・職官11・三都尉条。

(31)——百済の王・侯号にみえる地名については, 鮎貝房之進『日本書紀朝鮮地名考』(国書刊行会, 1987年復刊, pp.799-800., [初出]1937年), 末松保和「任那興亡史」(『末松保和朝鮮史著作集』4, 吉川弘文館, 1996年, pp.79-81., [初出]大八洲出版, 1949年), 千寛于『古朝鮮史・

三韓史研究』(一潮閣, 1989年, p.371, [初出]「馬韓諸国の位置試論」『東洋学』9, 1979年)など多数あるが、既存の研究の整理と近年の最新の研究成果については呉吉煥「百済熊津時代の領域支配体制について—「二二檐魯」と「地名王・侯」を中心に—」(前掲)を参照。

(32)——『隋書』百済伝には当時の百済には、「國中大姓有八族, 沙氏・燕氏・劬氏・解氏・貞氏・国氏・木氏・昔氏」とあり, 大姓八族が存在していたと伝える。なお, 村山正雄「百済の大姓八族について」(『山本博士還暦記念東洋史論叢』山川出版社, 1972年)はこの八族は五行思想と関連して八の字を用いた有力世族数とする。

(33)——坂元義種「五世紀の〈百済大王〉とその王・侯」(『古代東アジアの日本と朝鮮』前掲書, pp.97-98.)。

(34)——坂元義種「五世紀の〈百済大王〉とその王・侯」(『古代東アジアの日本と朝鮮』前掲書, p.68.)。

(35)——田中俊明「百済文周王系の登場と武寧王」(前掲), 拙稿「『日本書紀』からみた五世紀後半～6世紀初頭の百済一文周王から東城王までの王統系譜の再検討を中心に—」(『전남지역 마한 제국의 사회 성격과 백제』학연문화사, 2014年)。

(36)——これら地名の近年の研究成果については呉吉煥「百済熊津時代の領域支配体制について—「二二檐魯」と「地名王・侯」を中心に—」(前掲)参照。

(37)——坂元義種「五世紀の〈百済大王〉とその王・侯」(『古代東アジアの日本と朝鮮』前掲書, pp.101-102.)。

(38)——百済本紀には文周王が在位4(478)年に解仇によって弑逆されたとするが, 文周王は『南齊書』などによれば480年に南齊に使者を派遣しており, 死んでいなかったことになる。百済本紀には百済の混乱などもあって一部情報が錯綜していたのであろう。となると, 文周王弑逆記事にも疑問が残るが, 当該期の王権の不安定さからみて, こうしたことがあったのかもしれない。文周王の薨去年には従い難いが, 文周王が殺害されたことについては何らかの当該期の百済王権の不安定さを伝えるものとして理解しておきたい。

(39)——鄭東俊「중국왕조 관제의 수용과 대왕전제체제」(『동아시아 속의 백제 정치제도』前掲書, pp.130-131.)は〈表1〉のような表が認められるが, 將軍号と王号・侯号・太守号との対応関係について詳細に論じられておらず, また, 後述するような百済における中国將軍号の運用についても検討されていない。

(40)——建威將軍から広威將軍が五威將軍, 建武將軍と広武將軍が五武將軍とされたことについては, 『宋書』卷29・百官志上参照。

(41)——『宋書』百官志には前後左右將軍以下は定員が

記されていない。ただし, 小尾孟夫「劉宋における州都督と軍事」(『六朝都督制研究』溪水社, 2001年, p.122)によれば, 四中郎將は定員があったという。

(42)——坂元義種「古代東アジアの国際関係—和親・封冊・使節よりみたる—」(『古代東アジアの日本と朝鮮』前掲書, pp.24-25.)・同「五世紀の〈百済大王〉とその王・侯」(『古代東アジアの日本と朝鮮』前掲書, p.70.)。

(43)——坂元義種「五世紀の日本と朝鮮の国際的環境」(『古代東アジアの日本と朝鮮』前掲書, pp.258-259.)。

(44)——例えば『宋書』檀祗伝によれば, 彼は龍驤將軍から寧朔將軍となり, 輔國將軍となったとあるし, 『南齊書』王広之伝も龍驤將軍から寧朔將軍となり, その後冠軍將軍となったと伝えている。

(45)——小尾孟夫「劉宋における州都督と軍事」(『六朝都督制研究』前掲書, pp.122-124.)は, 三品, 八品の將軍号のいくつか, 『宋書』百官志とは異なって運用されていたことを指摘する。

(46)——『南齊書』百官志には驃騎將軍, 車騎將軍以後, いくつかの將軍号が記され, それに続いて四安將軍, 四平將軍, 左右前後將軍, 征虜將軍, 四中郎, 冠軍將軍, 輔國將軍, 寧朔將軍, 寧遠將軍, 龍驤將軍が記載されている。

(47)——例えば『宋書』毛脩之や劉鍾伝の場合, 寧朔將軍を除授された後, 龍驤將軍となっている。

(48)——なお, (14) 姐瑾は寧朔將軍から冠軍將軍への進号にあわせて面中王から都漢王へと進爵されている。このようにみれば王号にも上下の序列があったようにもおもわれる。しかし, (16) 余歴に仮授された邁盧王が(21) 沙法名に授与された邁羅王と同一であると考えられており(末松保和「任那興亡史」『末松保和朝鮮史著作集』前掲書, pp.79-81.), かりにそうだとすると, 邁盧(邁羅)王は征虜將軍と龍驤將軍に仮授されたことになる。こうしたことから, ここではひとまず(14) 姐瑾の王号の変化は, 將軍号の進号にとまって別の王号が授与されたものと理解し, 王号は特定の將軍号に対応するのではなく, 征虜將軍以下の三品將軍に仮授されていたと考えておきたい。

(49)——なお, 鈴木靖民「倭の五王の外交と内政」(『倭国史の展開と東アジア』前掲書, p.191)や同「倭国と東アジア」(鈴木靖民編『倭国と東アジア』前掲書, p.42)は百済の太守号と関連して, 高句麗にも太守号があったとするが, 既に拙稿「集安州土文字資料からみた高句麗の支配体制の一考察—安岳3号墳・徳興里古墳にみえる被葬者の職位の再検討と府官制—」(前掲)で論じたように虚職で, 高句麗に太守が存在していたとはみませ

ない。

(50)——鈴木靖民「倭国と東アジア」(鈴木靖民編『倭国と東アジア』前掲書, pp.51-53)。鄭東俊「중국왕조 관제의 수용과 대왕전제체제」(『동아시아 속의 백제 정치제도』前掲書, p.154)。

(51)——鈴木靖民「倭国と東アジア」(鈴木靖民編『倭国と東アジア』前掲書, p.52), 鄭東俊「중국왕조 관제의 수용과 대왕전제체제」(『동아시아 속의 백제 정치제도』前掲書, pp.154-157)。

(52)——朝鮮総督府「楽浪・帶方郡時代紀年銘博集録」(『昭和7年度古蹟調査報告』, 朝鮮総督府, 1933年)。

(53)——鄭東俊「중국왕조 관제의 수용과 대왕전제체제」(『동아시아 속의 백제 정치제도』前掲書, pp.158-160)は、太守号が外交上の形式的なものとするが、本文で指摘したように太守号は外交的な要素もあったが、王号・侯号に対応するものとして存在していたと考えられるため、そのようには理解できない。

(54)——これら地名の近年の研究成果については呉吉煥「百濟熊津時代の領域支配体制について—「二二魯魯」と「地名王・侯」を中心に—」(前掲)参照。

(55)——鄭東俊「중국왕조 관제의 수용과 대왕전제체제」(『동아시아 속의 백제 정치제도』前掲書, pp.141-152)は、百濟における王号・侯号授爵に伴う本邑への支配力強化を通じて百濟の支配力を強めていったとするが、王号・侯号授与に関わって本邑が存在していたかどうかは必ずしも史料的に裏付けられているわけではないため、もう少し慎重になるべきで、封爵に伴う本邑の存在が明らかでない以上、こうした考え方をただちに首肯するわけにはいかない。なお、この王号・侯号に地名が冠せられたことについては、百濟の南進政策とも関連するともおもわれるが、ここではひとまず上記指摘にとどめ、この問題については改めて今後、別途検討することにした。

(56)——梁起錫「五世紀 百濟의 「王」・「侯」・「太守」制에 대하여」(前掲), 鄭東俊「중국왕조 관제의 수용과 대왕전제체제」(『동아시아 속의 백제 정치제도』前掲書,

p.154)。

(57)——百濟本紀・古尔王27年条の官位制定記事の繫年についての疑問は早くから提出されているが、詳細については武田幸男「6世紀における朝鮮三国の国家体制」(井上光貞他編『東アジア世界における日本古代史講座4 朝鮮3国と倭国』学生社, 1980年, pp.32-34)参照。なお、鄭東俊「중국왕조 관제의 수용과 대왕전제체제」(『동아시아 속의 백제 정치제도』前掲書, pp.139-140)は將軍号による身分秩序が百濟の上位層のみに限定されていること、5世紀後半には率系・徳系官位が存在していたことから、中国の將軍号が官位制に代替するものではなかったとする。しかし、もし鄭東俊氏が指摘するように官位が存在していたのであれば、なぜ官位に依拠せず、將軍号にのみ依拠し王号・侯号・太守号が整備されたのが問題となろう。おそらく、このころ、百濟の官位制は不十分であり、そうであるがゆえに中国王朝の爵位化された將軍号が臣僚たちの序列の基準とされ、それを基準に王号・侯号・太守号が整備されたのであろう。

(58)——坂元義種「倭の五王の外交—司馬曹達を中心に—」(『古代東アジアの日本と朝鮮』前掲書, pp.389-396)。

(59)——鈴木靖民「倭の五王の外交と内政—府官制秩序の形成—」(『倭国史の展開と東アジア』前掲書, pp.184-189), 同「倭国と東アジア」(鈴木靖民編『倭国と東アジア』前掲書, pp.41-46, pp.51-53)。

(60)——府官における長史の位置づけについては坂元義種「倭の五王の外交—司馬曹達を中心に—」(『古代東アジアの日本と朝鮮』前掲書, pp.393-396)。

(61)——鈴木靖民「倭国と東アジア」(鈴木靖民編『倭国と東アジア』前掲書, pp.41-46, pp.51-53)。

(62)——森公章『東アジアの動乱と倭国』(前掲書, pp.62)では倭国の府官制は百濟のそれを手本とした可能性が高いと指摘しているが、百濟における府官が百濟の支配体制ではなく、対中国外交においてのみ用いられたものであったとするならば、倭においても同様であった可能性が高いようにおもわれる。

(京都府立大学文学部, 国立歴史民俗博物館共同研究員)

(2017年3月23日受付, 2017年7月31日審査終了)

Chinese Title of General and Baekje Titles of King, Marquis, and Governor : Baekje's Regime Structure and East Asia in the Late Fifth Century

INOUE Naoki

Many years have passed since research started on the peerages (e.g. General) granted by Chinese emperors to monarchs of Koguryo, Baekje, and Yamato and their retainers to elucidate the regime structures of these states. The titles granted by Chinese emperors, such as General, were considered important, especially in Baekje and Yamato, whose monarchs not only requested the titles of King and General for themselves but also often asked for the title of General for their retainers. In Baekje, King Gaeru aggressively requested the title of King of Baekje. Externally, he intended to have his kingdom's international independence endorsed by the Song Dynasty to diplomatically contain Yamato, which had persistently asked the Song Dynasty to justify its military domination over Baekje. Domestically, he intended to use the titles conferred on him, especially the title of General, to grant royal authority to his retainers. In other words, he used the title of General given by the Chinese dynasty to establish a hierarchy among his retainers.

Subsequently, Baekje was brought to the verge of extinction with its capital, Hanseong, falling to Koguryo. King Dongseong, who ascended the throne during this crisis, asked the Nan Qi emperor to grant the title of General to his retainers while he himself conferred domestic titles to them. He bestowed the titles of King and Marquis to royal family members and nobles who had been appointed as Third- and Forth-rank Generals, respectively, and the title of Governor to Chinese bureaucrats who had been appointed as Third- and Forth-rank Generals. Thus, in Baekje in the late fifth century, the Chinese title of General was considered as an important means to involve Baekje nobles and Chinese bureaucrats in the royal hierarchy.

Key words: Baekje, late fifth century, Song Dynasty, Nan Qi Dynasty, title of general, title of king, title of marquis, title of governor